

「ぐんま知っ得食品表示」は、タイムリーな食品表示に関する情報をお届けする消費者向け情報紙です。

ご存じですか？「食物アレルギー表示」のルール

私たちの体には、ウイルスや細菌などの異物を排除して健康を守る「免疫」という仕組みがあります。この免疫が、特定の食品に対して過剰に働いて起こる症状を「食物アレルギー」といいます。これによる健康被害を防ぐため、容器包装されている食品には、食物アレルギーに関する表示がされています。今回は、この食物アレルギー表示のルールを解説します。

くるみが食物アレルギー表示されるようになります。

アレルギーを引き起こす物質をアレルゲンといいます。アレルゲンのうち、「患者数が多い」「重症化しやすい」などの理由で、原材料や添加物に含まれていれば**必ず表示される**ものが決められています。

これまでは右図の7品目でしたが新たにくるみが追加されました。



くるみ



えび



かに



小麦



そば



卵



乳



落花生

ご注意ください！

全ての商品の表示が切り替わるのは
令和7年4月1日からです。

※令和7年3月31日までは事業者が表示の切替えを行う期間とされています。

右の20品目は、表示が推奨されています。

※必ず表示しないといけないものではないので、アレルギー表示がされていないこともあります。

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

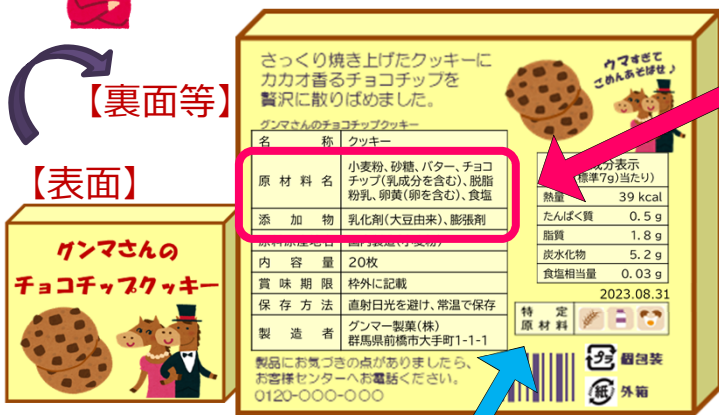
アレルゲンは、どこに表示されているの？



ここです！ 原材料名や添加物の欄に表示されています

【拡大図】

原材料名	小麦粉、砂糖、バター、チョコチップ(乳成分を含む)、脱脂粉乳、卵黄(卵を含む)、食塩
添加物	乳化剤(大豆由来)、膨張剤



【拡大図】

特定原材料	
-------	--

欄外にも分かりやすく印刷されている場合がありますが、これは**事業者の自主的な取組**によるものです。全ての商品にこのような取組がなされているわけではないので、

「原材料名」や「添加物」の欄を確認しましょう！

こんな形で表示されていることも

最後にまとめて表示されています。

原材料名	小麦粉、砂糖、バター、チョコチップ、脱脂粉乳、卵黄、食塩、(一部に卵・乳成分・小麦を含む)
添加物	乳化剤、膨張剤、(一部に大豆を含む)

アレルギー表示は省略されていることがあります

アレルゲンを含む原材料や添加物の直後に (〇〇を含む) と表示するのが原則ですが、いくつかの例外があります。

アレルギー表示
かくれ身の術!



其の一

表面で紹介したように、最後に () でまとめて表示する方法も、認められています。

原材料名

小麦粉、砂糖、バター、チョコチップ、脱脂粉乳、卵黄、食塩、(一部に卵・乳成分・小麦を含む)

集合っ!



其の二

原則に沿って直後に表示する場合でも、アレルゲンの名称が原材料名にあれば、表示は省略されます。

(ただし、卵黄・卵白の場合は省略されません。)

原材料名

小麦粉(小麦を含む)、砂糖、バター、チョコチップ(乳成分を含む)、脱脂粉乳(乳成分を含む)、卵黄(卵を含む)、食塩

其の三

原材料名から、アレルゲンが含まれることが分かるものは省略されます。

小麦粉、砂糖、バター(乳成分を含む)、チョコチップ(乳成分を含む)、脱脂粉乳、卵黄(卵を含む)、食塩

ドロン!

ドロン!



ミルク チーズ
アイスクリーム

も同じです。

其の四

繰り返しになるアレルゲンは省略されます。

原材料名

もち米、しょうゆ(小麦・大豆を含む)、砂糖、みそ(小麦・大豆を含む)、植物油、……

ドロン!

ここにも恐んでおるぞ。気をつけるのじゃ!



飲食店



対面販売



保存方法 常温で保存
製造者 クマヤ製菓(株)
群馬県前橋市大手町1-1-1

むむっ
これは?!

同一ラインで卵・小麦を含む製品を製造しています

これらの形で提供される場合は、食物アレルギーについての情報提供は義務づけられていません。
心配な方は、遠慮せず店員さんに確認しましょう!

事業者の任意による注意喚起表示です。表示がなく、微量のアレルゲンにも注意が必要な方は、製造・販売者に確認しましょう。

食物アレルギーの患者さんにご家族のみなさんにオススメのガイドブック

外食・中食をするときのガイド

多言語食物アレルギーガイド

消費者向け食品表示ガイド



外食・中食をするときの注意点をまとめた消費者庁のリーフレット



(消費者庁HP)



英語、中国語(簡体字)、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、ネパール語、日本語の7種類



(群馬県HP)



食品表示についてやさしく解説した、入門編のwebガイド



(群馬県HP)

ご意見・ご感想
お問合せは
こちらまで

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室
TEL: 027-226-2424 FAX: 027-243-3426
電子メール: shokuseika@pref.gunma.lg.jp

公式フェイスブック

公式ツイッター

